

隠岐地域公共宿泊施設整備補助金事業計画書 作成要領

1. 事業計画書策定の目的

隠岐地域公共宿泊施設整備補助金は、企業立地の実績がほとんどなく、観光産業による雇用の維持拡大が必要であり、観光客の受け入れにあたり公共宿泊施設の役割が大きい隠岐地域において、隠岐地域での雇用の拡充するため、町村により行われる公共宿泊施設の整備を支援するものである。

交付要綱第4条における補助事業の同意にあたっては、隠岐4町村における公共宿泊施設の整備（新築、改築、増築、大規模改修）が、当該施設の売上額、従業員の給与等の増加や雇用の拡充に資するだけでなく、民間事業者が運営する宿泊施設との差別化を図り、観光振興に資する方策を講じるなど、地域経済への波及効果が高いものと判断できるものでなければならない。

事業計画書の策定にあたっては、当該施設の整備、経営等に関する事項に加え、上記の視点に立った計画の記載を必要とするものである。

2. 事業計画書記載事項等

様式は任意とするが、以下の項目につき計画書に記載するか資料として添付すること。

なお、以下に示す項目は例示であり、事業計画書策定の趣旨に鑑み、同意に必要な書類等については、適宜添付すること。

公共宿泊施設整備（新築、改築、増築、大規模改修）に関する事項
施設の概要（平面図等で現状と整備後が比較可能なもの）
事業費（設計書等）
工程表
図面
公共宿泊施設の経営等に関する事項
施設概要（資本金、組織図、従業員数等がわかるもの）
直近3年間の決算報告書
整備後の決算見込み
売上や雇用等を伸ばす方策（経営計画、雇用計画等）
地域経済への波及効果に関する事項
地域全体の幅広い観光産業の活性化に資する方策
過疎債に関する事項
起債計画・償還計画（案）

3. 提出期限等

(1) 提出期限

事業着手の2ヶ月前

- ・隠岐地域公共宿泊施設整備補助金交付要綱第3条の同意申請書（様式1号）に添付
- ・事業の同意にあたり、計画書の修正や補足資料の提出等、相応の期間を要すると想定されることから、事業計画書の策定にあたっては事前協議を行うこと

(2) 提出先

観光振興課 観光政策スタッフ 調整監 青木 悟

TEL:0852-22-6323 FAX:0852-22-5580

E-mail: aoki-satoru@pref.shimane.lg.jp